

公職選挙法に基づく選挙運動に関する道路交通法上の取扱いについて

1 候補者個人のために使用される選挙運動用自動車の乗車人員

公職選挙法（以下「公選法」という。）で認められている人員であっても、道路交通法（以下「道交法」という。）で定められている人員を超えて乗車することはできない。

乗車人員は、自動車検査証の乗車定員の範囲内

2 選挙運動用自動車への看板等取付け

選挙運動用自動車にポスター、立札、ちょうちん及び看板の類（以下「看板等」という。）を掲示するため、看板等を当該自動車の乗車又は積載のために設備された場所以外の場所に積載する場合には、設備外積載の許可が必要となる。

- (1) 自動車の外周に紙、布又はこれらに類するポスターを貼り付ける等の場合

○ 許可は不要

巻き付ける、貼り付ける方法は、許可不要

- (2) ルーフキャリア等への取り付けの場合

○ ルーフキャリアの内側に看板等を取り付ける場合は、許可は不要

○ ルーフキャリアの外側に看板等を取り付ける場合は、許可が必要

設備外積載許可の申請

【申請先】出発地を管轄する警察署

※ 設備外積載許可は書類審査により行うため、警察署への車両持ち込みは不要です。

【必要書類等】別紙 1 「設備外積載許可の申請要領」参照

※ 設備外積載許可は、道路交通法による許可となります。

※ 選挙運動用自動車に取り付ける看板の大きさや、照明設備の設置、使用可能な車両等については公職選挙法による規定がありますので、選挙運動用自動車について不明な点がある場合は、必ず選挙管理委員会へ問い合わせの上、設備外積載許可の申請は行ってください。

3 車両の通行を禁止する場所における選挙運動用自動車の街頭演説のための通行

- 選挙運動期間中は許可不要（ただし、一方通行の逆行、アーケード内の通行を除く。）

通行禁止道路を通行することは可能

※ 一方通行の逆行と、アーケード内の通行はできません。

※ 通学路の通行については、細心の注意をお願いします。



4 駐車禁止場所等での選挙運動用自動車の街頭演説のための駐車

- (1) 駐車（停車）できない場所

駐停車禁止場所，法定の駐車禁止場所，無余地場所

別紙2「駐車図例」参照

※ 歩道上における駐車は，道交法第47条第2項（左側端に沿わない駐車）違反

- (2) 駐車禁止規制の対象外となる場所

道路標識等により駐車が禁止されている場所

駐車禁止の標識がある区間に駐車可能



←駐車禁止標識

- (3) パーキング・メーターが設置されている区間

パーキング・メーターを作動させる必要はない。

パーキングメーターの枠内に駐車可能（料金不要）



←時間制限駐車区間

5 選挙運動用自動車に乗車する候補者及び運動員の座席ベルト装着義務

選挙運動用自動車に乗車する候補者及び運動員については，座席ベルトの装着義務が免除される（運転者が運動員でない場合は，免除されません）。

シートベルトの装着義務は免除



6 看板等の掲示

- 選挙事務所を表示するためのその場所における看板等の掲示

- 個人演説会用看板等の掲示

- 候補者等及び後援団体の政治活動のために使用される看板等の掲示

～ 道路において，看板等を土地に埋め込む等の方法により掲示する行為は，道路使用許可の対象となる。

- ポスター掲示板の設置

～ ポスター掲示板を道路に設置する場合は，道路使用許可が必要となる。

看板等を道路に埋め込んで設置する場合は道路使用許可が必要

※ 信号柱，標識柱には一切，掲示物を添加できない。



7 街頭演説，街頭宣伝，ビラ配布行為等

選挙運動期間中の選挙運動及び政治活動として行われる場合は，許可が不要である。

街頭演説，街頭宣伝，ビラ配布行為は道路使用許可は不要

※ 歩道上に駐車して街頭演説することはできません。

※ 配布可能なものかどうかは，選挙管理委員会にご確認下さい。

※ 歩道上に街頭宣伝車を駐車して街頭演説する行為

歩道に駐車することは，道交法第47条第2項（左側端に沿わない駐車）違反となる。

< 設備外積載許可の申請要領 >

1 申請先

「出発地」を管轄する警察署となります（交番及び駐在所は不可）。

- ※ 「出発地」は、選挙用自動車に実際に看板等を設置し、運転を開始する場所となります。選挙事務所以外の場所（自動車整備工場等）で看板等を取り付ける場合は、同所が出発地となります。

2 必要書類（全て2部提出）

(1) 設備外積載許可申請書

- ※ 申請書は、最寄りの警察署若しくは県警ホームページから取得可能
- ※ 記載要領は、裏面参照
- ※ 訂正がある場合は、二重線等により訂正してください（訂正印不要）。

(2) 運転者一覧表（運転者が複数の場合のみ）

- ※ 一覧表は、運転者の住所、氏名、免許の種類及び免許証番号又は免許情報記録の番号を記載してください。

※ 運転免許証の写しを全員分添付することで、一覧表に代えることも可能です。

(3) 自動車検査証の写し

- ※ 申請時に自動車検査証を提示可能な場合は、写しの添付は不要です。
- ※ 許可期間内に車検の有効期間が終了する場合は、新しい自動車検査証の発行を受けた後、速やかに写しのみ警察署へ提出してください。

(4) 積載図

- ※ 記載要領は、記載例参照
- ※ 積載図を添付することに代えて、看板等を積載した状態で車両の正面及び側面を撮影した写真に、看板等及び車両の寸法を記載して提出することも可能です。

(5) 運行経路図

- ※ 「出発地」（看板等を設置し、運行を開始する場所）と「目的地」（看板等を撤去し、運行を終了する場所）を記載し、その間の「経由地」（選挙区等、運行する路線及び範囲等）を記載してください。

3 留意事項

- (1) 設備外積載許可は書類審査により行うため、警察署への車両持ち込みは不要です。
- (2) 設備外積載許可は、道路交通法による許可となります。
選挙運動用自動車に取り付ける看板の大きさや、照明設備の設置、使用可能な車両等については公職選挙法による規定がありますので、選挙運動用自動車について不明な点がある場合は、必ず選挙管理委員会へ問い合わせの上、設備外積載許可の申請は行ってください。
- (3) 許可証は、原則、即日交付となりますが、申請書等の補正が必要な場合もあるため、選挙運動期間まで余裕を持って申請をお願いします。
- (4) 申請に関し、不明な点がある場合は、申請先の警察署に問合せしてください。

選挙運動用自動車に関する設備外積載許可の記載例

別記様式第四（第八条関係）

管 轄 警察署長 鹿児島中央警察署長 殿
実際に警察署へ書類を提出する日付を記載

制限外積載
設備外積載
荷台乗車

許可申請書

令和〇年〇月〇日

鹿児島中央警察署長 殿

出発地を管轄する警察署名を記載（選挙区外となる場合もあります。）

住所 鹿児島市鴨池新町10番1号
申請者 氏名 鹿児島 太郎

○申請者は立候補者ではなく車両の運転者となります（住所も事務所ではなく運転者の住所）。
○運転者が複数の場合は「主たる運転者」を記載
○押印不要
○訂正がある場合は二重線等により訂正を行うこと（押印不要）。

申請者の免許の種類 中型一種 免許証番号又は免許情報記録の番号 961234567890

車両の種類 普通 番号標に表示されている番号 鹿児島400こ1234

車両の諸元	長さ	幅	高さ	最大積載重量
	4.17 m	1.77 m	1.61 m	350 kg

自動車検査証のとおり記載する（「車両の種類」は「自動車の種別」欄に記載）。

運搬品名 看板

制限を超える大きさ又は重量	長さ	幅	高さ	重量
	m	m	m	kg

制限を超える積載の方法	前	後	左	右
	m	m	m	m

設備外積載の場所 荷台に載せる人員

屋根

選挙運動期間中に限らず、実際に看板等を積載し、取り外すまでの運転期間を記載

運転の期間 令和〇年6月1日から 令和〇年7月25日まで

運転経路	出発地	経由地	目的地
	鹿児島市鴨池新町	鹿児島市内一円	鹿児島市中央町

通行する道路 国道、県道、市道等

第 号 制限外許可証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条件

年 月 日

警察署長 印

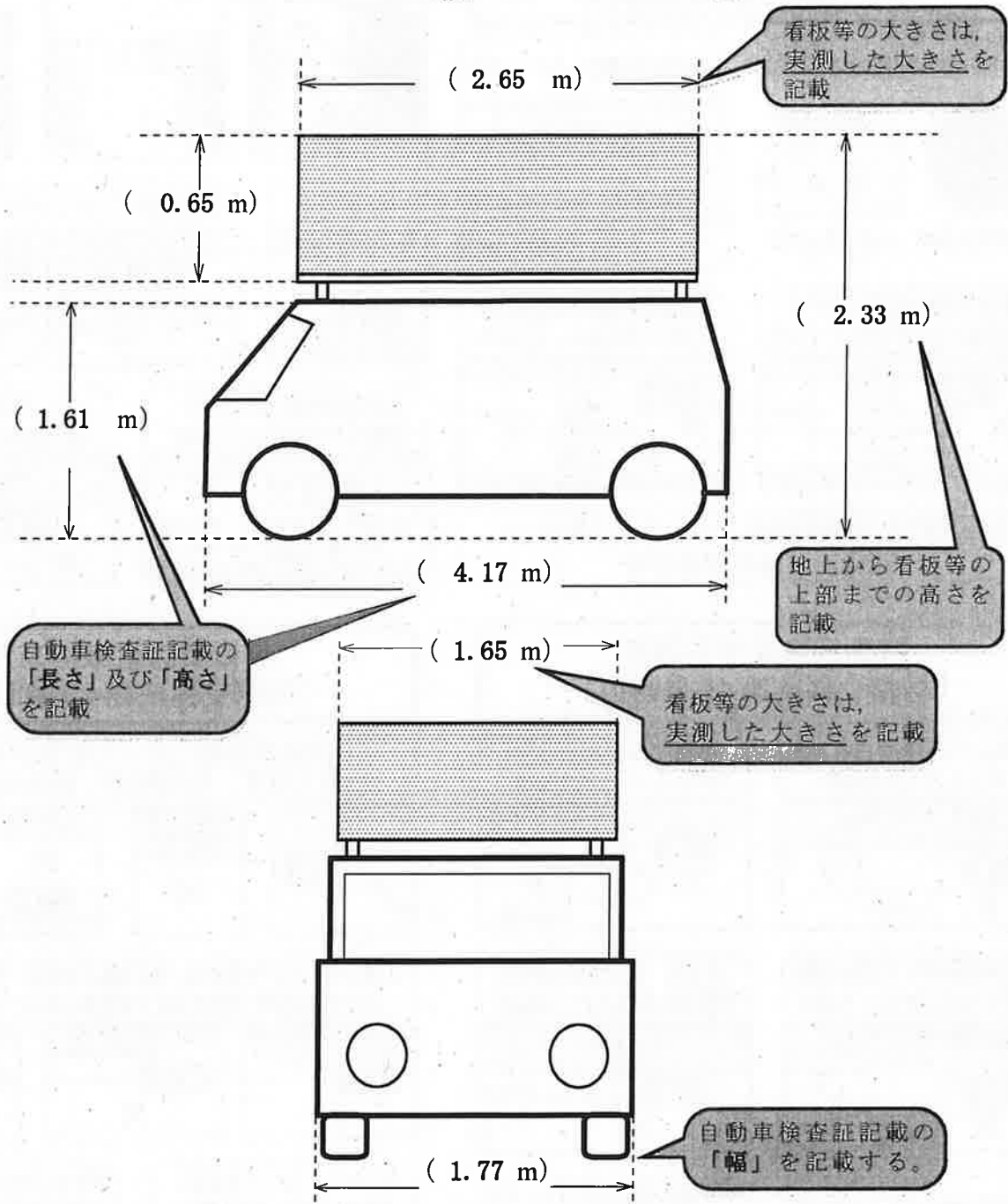
出発地～看板等を取り付けた状態で運転を開始する場所
経由地～選挙運動を行う場所（選挙区）
目的地～看板を取り外して運転を終了する場所

考 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

※ この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に鹿児島県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に鹿児島県を被告として（代表者は鹿児島県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があった事を知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

看板等積載図の記載例



※ 注意事項等

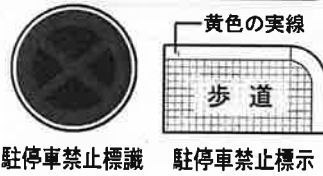
この設備外積載許可は、道路交通法による許可となります。

選挙運動用自動車に取り付ける看板の大きさや、照明設備の設置、使用可能な車両等については公職選挙法による規定があります。選挙運動用自動車について不明な点がある場合は、必ず選挙管理委員会へ問い合わせの上、設備外積載許可の申請は行ってください。

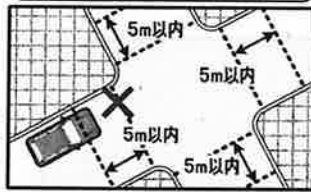
※ 積載図を添付することに代えて、車両の側面及び正面を撮影した写真に看板等及び車両の寸法を記載して提出することも可能です。

停車及び駐車を禁止する場所 （道路交通法第44条関係）

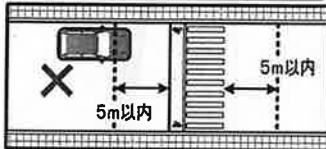
駐停車禁止標識や道路標示のある場所



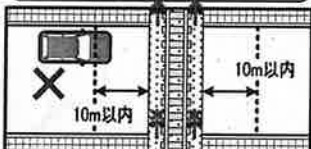
交差点及びその側端から5メートル以内



横断歩道又は自転車横断帯及びそれらの前後の側端からそれぞれ前後5メートル以内

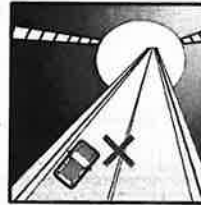


踏切及びその前後の側端からそれぞれ前後10メートル以内

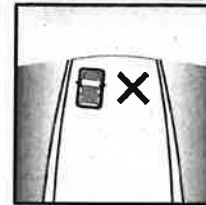


高速自動車国道、自動車専用道路（パーキングエリア等を除く）
道路交通法第75条の8

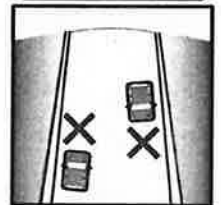
トンネル



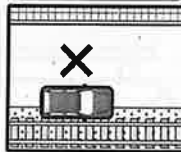
坂の頂上付近



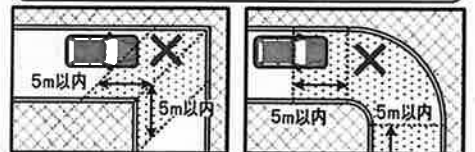
勾配の急な坂



軌道敷内



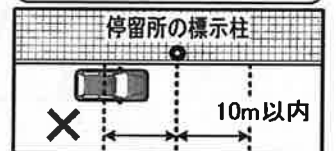
道路のまがりかどから5メートル以内



安全地帯の左側部分及びその前後の側端からそれぞれ前後10メートル以内

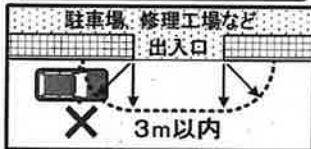


バス、路面電車の停留所の標示柱から10メートル以内

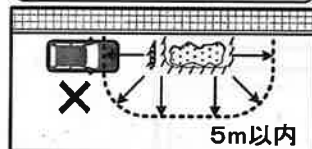


駐車を禁止する場所 （道路交通法第45条関係）

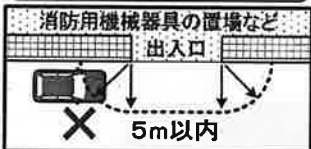
車庫などの自動車用出入口から3メートル以内



道路工事区域の側端から5メートル以内



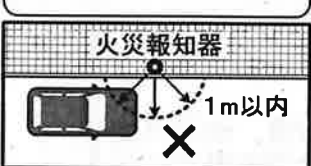
消防用機械器具の置場、消防用防火水槽の側端又はその出入口から5メートル以内



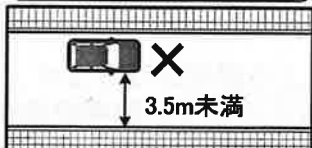
消火栓、指定消防水利の標識等から5メートル以内



火災報知器から1メートル以内

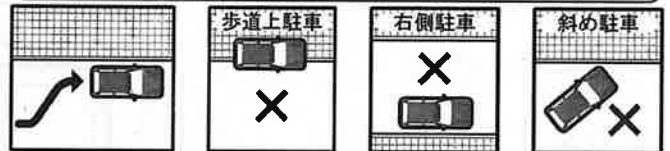


車両右側の道路に3.5メートル以上の余地がない場所

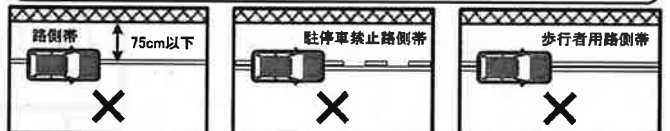


停車又は駐車の方法 （道路交通法第47条関係）

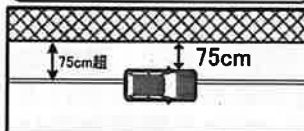
道路左側端に沿って駐車すること
（歩道上駐車、右側駐車、斜め駐車は違反）



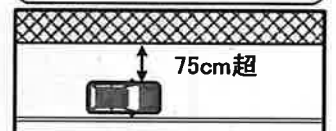
幅75センチ以下の路側帯、駐停車禁止路側帯（実線と破線）、歩行者用路側帯（実線2本）には駐車しないこと



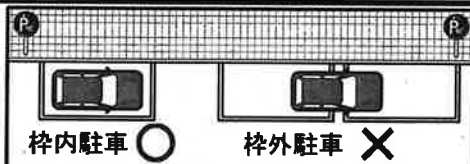
幅75センチを超える路側帯に駐車するときは、車両の左側に75センチの余地をあげる



路側帯に車両の全部が入っても、まだその左側に75センチを超える余地がある場合は、路側帯に沿うこと



時間制限駐車区間における駐車の方法 （道路交通法第49条の3関係）



自動車の保管場所について （保管場所法関係）

- 保管場所としての道路使用の禁止（第11条第1項）
… 3月以下の懲役又は20万円以下の罰金
- 長時間駐車の禁止（第11条第2項）
… 20万円以下の罰金

